

# 東邦音楽大学

平成 20 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 21 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構



## 認証評価結果

### 【判定】

評価の結果、東邦音楽大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

### 【認定期間】

平成 20(2008)年 4 月 1 日から平成 27(2015)年 3 月 31 日までとする。

### 【条件】

特になし。

## 総評

「音楽芸術研鑽の一貫教育を通じ、情操豊かな人格形成を目途とする」という建学の精神の下に、「音楽芸術、文化を通じて社会に有用たる人材の育成」という使命・目的を掲げて、理事長・学長、教職員が一丸となって基本理念の具現化のために努力している。その精神・目的は、大学案内などの広報誌やホームページなどを通じて学内外に周知されるとともに、「新年度会」や「教員心得」などによって教職員全員に日常的に周知されている。

教育研究組織は、音楽教育という目的を達成するための大学、大学院（修士課程）などから成っており、附属機関として海外研修施設「東邦ウィーンアカデミー」を設置している。また附属中学校・高等学校を設置し、一貫教育を実施している。

4 年間を通じて演奏表現や専門知識の積上げが可能となるよう教育課程が編成され、「少人数制の教育」によってきめ細かい指導が行われている。また、更なる教育効果の向上を目指して現在カリキュラム改定に取り組んでいる。

アドミッションポリシーは明確に定められ、募集要項などで広く周知され、適切な運用がなされている。学生への学習支援には、非常勤講師を含む全員がオフィスアワーを設けて相談に当たる体制が組み立てられており、奨学金による経済支援、カウンセラーによる健康面の支援、キャリア支援室及び教員による「キャリア支援委員会」など就職・進学支援体制も整備されている。

教員については、教授の年齢、任期つき教員の比率などバランス面で改善の余地はあるものの、設置基準による教員数及び教授数を上回っている。教員の教育研究面での待遇については、昇任基準の整備、担当授業時間の調整、研究費の在り方などの課題もあるが、概ね適切に対応されている。

学生による授業評価の徹底的な実施と公開を中心に FD(Faculty Development)活動にも積極的に取り組んでいる。

職員の採用、異動などの基本的な方針が明確に示されており、研修面においても学内の諸会議に若手職員を参加させることにより、問題意識をもって業務に当たらせている。しっかりした事務体制を構築して、事務の責任者が教授会・委員会にも出席するなど教員と職員の協力体制が整備されている。

管理運営体制については、教育研究に関しては教授会、法人の運営に関しては理事会が中心となって適切な運営がなされている。学長は規程によって選任され学長が理事長を兼務し、学園本部長が大学事務本部長を兼務する体制に多少の問題はあるが、表裏一体となった連携のもとに運営されている。自己点検については委員会を設置して3年ごとに点検・評価項目を定めて実施し、冊子にまとめて学内に公表し、改革に取り組んでいる。

財政については、帰属収支差額及び消費収支差額ともにマイナスとなっており、累積の消費支出超過もあり、財政基盤の確立・財務状況の改善が必要であるが、キャッシュフロー上の緊急性はない。安定した財政基盤の確立のためには安定した収入と徹底した経費削減が求められるが、学生確保のために新専攻の設置を含む将来構想案の策定中ということであり、早急な実現が期待される。なお、財務状況の公開については積極的な開示が必要である。外部資金導入は一定の成果を上げている。

ホール、新設の16号館などを中心に、教育研究活動の目的達成のための施設設備は適切に整備・運営されており、安全性も概ね確保されている。図書館の開館時間、練習室の開放時間などについては環境整備とあわせて、前向きに対応が望まれる。

音楽大学として整備されている施設を活用してのコンサート、コンテスト、各種講習会、音楽鑑賞会の開催及び教員の派遣などを積極的に行っている。川越市内4大学との協力協定や埼玉県西部17大学によるコンソーシアムに参加し、地域や他大学との協力も積極的に行っている。

「教職員倫理の遵守とキャンパス・セクシャル・ハラスメント防止ガイドラインのご理解とご協力をお願い」や「学生サポートガイドブック」などを配布し、実地訓練などの課題はあるものの、「防火防災対策委員会」の設置などにより、倫理遵守、危機管理に努めている。大学の教育研究活動の成果の学内外への広報は紀要を中心になされている。

特記事項について、「東邦ウィーンアカデミー」については始めに触れたように大学の特色ある教育であり、維持発展することが望ましい。なお、国際交流の観点からは、更に多くの国々の大学などとの交流を活発にすることも検討されたい。海外卒業演奏についてはその意義について多角的な検討が望まれる。中学生・高校生のための「日本管弦打楽器ソロコンテスト」は素晴らしい取り組みであり、継続・発展を期待したい。

音楽学部のみ単科大学であるが、理事長・学長を中心として教職員による一丸となった取り組みによって、特色ある教育を実施し、成果を上げている。少子社会を迎えて大学を取巻く環境は厳しさを増しているが、組織の近代化と先を見越した将来計画によって大学・学園が更に発展することを期待したい。

## 基準ごとの評価

### 基準1．建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

#### 【判定】

基準1を満たしている。

#### 【判定理由】

大学設置の目的に関しては「学校法人三室戸学園寄附行為」第3条において「情操豊かな音楽指導者、音楽文化に貢献できる人材を育成すること」と明記し、東邦音楽大学学則においても「音楽芸術に関する知識を授け、文化国家の形成者にふさわしい音楽を身に着けた文化人を養う」ことを明確にしている。

あらゆる場面において過不足なく建学の精神、教育目的が意識されており、学園として歴史の中にその精神・理念が受継がれ、具現化され、学園案内、同窓会報などの広報誌やホームページなどを通じて学内外に周知し、理解されている。

建学の精神についての周知は、「新年度会」「教員心得」などによって、日常的に教職員に徹底している。また、「教育職員選考規程」に建学の精神に関する調書の提出が求められるなど、学園として極めて重要視していることが理解できる。

大学の使命・目的に関しては「理論、技能及び応用の教授、並びに研究をなし、有能なる音楽家及び音楽教員を育成する」と学則にうたい、あらゆる機会を通して学内外に周知している。

#### 【優れた点】

- ・建学の精神・理念、大学の目的・教育方針が記載された「教員心得」が非常勤講師を含む教職員全員に配付され、大学の使命・目的について周知していることは評価できる。

#### 基準2．教育研究組織

##### 【判定】

基準2を満たしている。

##### 【判定理由】

大学は1学部1学科（音楽学部音楽学科）で、ピアノ、声楽、管弦打楽器、作曲、音楽療法の5つの専攻を設置している。大学院音楽研究科（修士課程）は、音楽表現専攻を設置し、専攻に器楽表現コース、声楽表現コース、作曲表現コースを設けている。附属機関として、附属図書館のほか、オーストリアに海外研修施設として、「東邦ウィーンアカデミー」を設置している。附属中学校、附属高等学校、附属第二高等学校を設置している。また、「総合芸術研究所」「エクステンションセンター」を設置し、「音楽芸術研鑽の一貫教育を通じ、情操豊かな人格形成を目途とする」という建学の精神のもと、「少人数制の教育」という教育方針に則り、各組織相互の連携が図られている。

教養教育について、学部では教務部長、学生部長を中心に、各委員会の役割・機能の見直しと改善が進められ、教務委員会が中心となって検討する体制が整えられている。大学院研究科は、「FD委員会」を設置し予備的検証作業を始めていることは評価できる。

大学は学長のリーダーシップの下、学長の諮問機関である主任教授会、教授会、各委員会がそれぞれの役割分担に応じて機能しており、大学院研究科においても研究科長の下、大学の使命・目的に対応した教育方針の策定を行うべく十分に機能している。

#### 基準3．教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神の下、学部では少人数制教育の実践により「音楽技術のみにかたよらず、深い教養と豊かな人間性を身につける人間形成の完成」を教育目標とし、大学院では学部教育の理念を継承した「音楽芸術に関する理念及び応用を教授、研究し、その深奥を究めて音楽文化の発展に寄与する」ことを目的とし、それぞれの教育課程と教育方法に反映されている。また、音楽大学という専門性の高い高等教育機関として、専門実技並びに専門教育科目が 1 年次からスタートし、4 年間積上げるカリキュラムとなっており、4 年間を通じて着実に演奏表現を高め、専門知識を習得できるよう教育課程が編成され、学生に対してきめ細かい指導を行っている。

学部 4 年間を通して行っている学内・学外での演奏会、ウィーン研修、海外演奏旅行の実施により、演奏家としての素養を育成し、社会に有用たる人材を送り出すカリキュラムを設定している。

教育課程は、少人数制の教育、国際化（交流）の推進、地域社会との交流という教育方針に基づき適切に編成されている。

【優れた点】

- ・ レッスン記録簿は、4 年間の教育成果を読取るツールとして機能しており評価できる。

【改善を要する点】

- ・ 大学設置基準の一部改正に伴う学則などに教育研究上の目的の明確化と単位の計算基準及び成績評価基準の明示などについて、早急な改善が必要である。

基準 4 . 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

学部、大学院のアドミッションポリシーを明確に定め、学生募集要項で広く周知を図っている。新入生へのオリエンテーションについて、その方法や内容の充実を図っている。ここ数年受験者が減少する中で、大学説明会などをはじめあらゆる機会を通じ、趣旨の徹底、普及啓発に努めており、アドミッションポリシーの適切な運用がなされていると判断できる。

学生への学習支援について、専任教員がオリエンテーションに積極的に関わり、レッスンや履修上の問題について学生の相談に応じられる体制をとっている。また、非常勤講師を含めオフィスアワーなどを通して学生の意見を受止める体制も整えている。更に自己点

検・評価の一環として「授業改善のための学生アンケート」を実施し、学生の意見をくみ上げるシステムが整備されている。

学生へのサービス体制は、奨学金による経済支援、専門のカウンセラーによる健康面の支援、そして、課外活動への支援など多角的に実施されており、学生に小冊子「学生サポートガイド」を作成・配付し学生生活全般に役立てている。

就職・進学支援に対しては、「キャリア支援センター」が、学生の希望や悩みを聞き、各人の個性や適性を考慮した上できめ細かく対応し指導・助言を行っている。また、全教員による「キャリア支援委員会」が支援体制を強化するなど支援体制が適切に運営されている。

【優れた点】

- ・すべての教員が、オフィスアワーを通じて学生と密にコミュニケーションを取っていることは評価できる。

基準 5 . 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

特別任用教員（3年任期付き教員）の比率が高い、教授の年齢が高いなどバランス面で検討の余地はあるが、大学設置基準に定められている教員数及び教授数を上回っている。

教員の教育担当時間は基準が高く、実担当時間も多いが、特段の支障はない。昇任などを行うに当たり、芸術分野、とりわけ音楽実技に関する業績の審査は、コンサートへの出演や作品の発表及びそれらに対する芸術的な視点からの質的な評価などを総合的に判断するなど、方針が明確化されている。

芸術分野の特性を踏まえながら、学則、教職員任免規程及び就業規則に基づき、教授会において審議を行うなど公正に運用がなされている。

教育研究費の在り方については検討の余地が見られるが、教育研究活動の向上のためのFD(Faculty Development)活動も活発に行われている。

【優れた点】

- ・「教育職員選考規程」に建学の精神に関する調書の提出が定められており、建学の精神を極めて重要視していることは評価できる。
- ・FDによる教育改革に着手し、教育方法の改善、教員の意識改革を実行し、その教育改革の定着・進行について、学生・教員双方で分析を行い、その効果判定を次年度の課題として継続的に展開していることは評価できる。

基準 6 . 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

大学の目的を達成するため、事務本部長の下に 2 つのキャンパスへそれぞれ事務室を設置し、音楽大学という特性を踏まえた必要な職員を確保しつつ適切に配置している。また、「就業規則」と「組織及び事務分掌規程」を制定し、職員の採用、異動などの基本的な方針が明確に示されているとともに、手続きや各部局における所掌業務についても明示されている。しかし、事務組織における年齢構成及び管理職の割合などの見直しや人事交流制度の確立と昇任基準の制定の検討が望まれるとともに、学園本部長と事務本部長の兼務は、責任体制の確立及び組織運営上の観点から見直すことを期待したい。

職員の資質向上のため学外の機関が主催する講習会、セミナーなどに参加させ、職員の知識や技能の向上などに努めていることはうかがえるものの、大学独自の研修実施と学外におけるより一層の積極的な取組みが望まれる。なお、学内での諸会議に若手職員を参加させることにより、大学を取巻く諸問題を理解させ、常に問題意識をもって業務に当たらせていることは評価できる。

教育研究支援のための組織として事務本部を設置し、同本部の下に教務、学生、庶務担当を設けて事務体制の構築を図り、適切に機能していることはうかがえるが、「組織及び事務分掌規程」に、渉外部、「キャリア支援センター」及び「エクステンションセンター」についての定めがなく、関係規程の制定が望まれる。教員と職員の協力体制について、事務本部長及び事務本部長補佐が教授会をはじめ各種の委員会に出席し、所管事項などについて意見などを述べるなど、教員と職員の協力体制は十分に整備されている。

【優れた点】

- ・学内での諸会議に若手職員を参加させることにより大学を取巻く諸課題などについて理解させ、常に問題意識をもって業務に当たるようにしていることは評価できる。

【参考意見】

- ・「組織及び事務分掌規程」に、渉外部、「キャリア支援センター」及び「エクステンションセンター」についての定めがなく、関係規程の制定が望まれる。

基準 7 . 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

目的を達成するために、学校法人の管理運営は私立学校法に基づき理事会、評議員会などを行っている。理事会などの構成や役割及び役員などの選任については「三室戸学園寄附行為」において定められている。また、学長の選任は「東邦音楽大学・東邦音楽短期大

学学長選任規程」にて明確に示されている。ただし、「学長選任規程第 4 条」の教授会承認に関し、承認を得られなかった場合を想定した規程の整備とともに、教授会への准教授など全員の参加が望まれる。私立学校法の改正に基づく寄附行為の一部変更を行い、外部理事・外部監事の選任などを行っているとともに、常勤監事を置き学校法人の業務、財産状況を監査するなど、全般的に管理運営体制が整備され適切に機能していることがうかがえる。

法人管理部門と教学部門においては学長が理事長を兼務し、また学園本部長が大学の事務本部長を兼務するなど表裏一体となった連携の下に運営されているものの、大学と法人との合意形成において独断的に行われることがないよう配慮を期待したい。なお、理事長の下、各学園組織の管理職員で構成する「責任者会議」を置き、学園及び大学などの中期計画、年度計画及び事業方針などの実施状況報告や諸課題などの協議が行われていることは評価に値する。

教育研究活動の改善及び水準の向上を図るために、「点検・評価に関する規程」を制定し、「自己点検・自己評価委員会」を設置している。また、自己点検・評価は平成 10(1998)年度から 3 年ごとに点検・評価項目を定め実施しており、点検評価結果は、「自己点検・自己評価報告書 - 東邦音楽大学・東邦音楽短期大学の現状と課題 - 」としてまとめられ、学内及び一部において公表されてはいるが、広く学外への公表が望まれる。なお、平成 14(2002)年度に設置した「FD 委員会」において、アンケート調査結果などの報告書を参考にしながら教育方法をはじめ、さまざまな教育改革に取り組んでいる。

#### 【優れた点】

- ・常勤監事を配置し学校法人の業務、財産状況を監査し、その状況について毎会計年度監査報告書を作成して理事会及び評議員会に提出するなどの職務を担い、監査法人による会計監査時に毎回立会うとともに、理事会、評議員会には常時同席し、必要に応じて意見など述べていることは評価できる。

#### 基準 8 . 財務

##### 【判定】

基準 8 を満たしている。

##### 【判定理由】

帰属収支差額及び消費収支差額のマイナス、消費支出超過は、学生確保の方策として、より良い教育環境を整備するための施設の充実、学生の安全・安心のための耐震工事に着手したことに起因していると判断できる。大学の教育研究の充実に継続的に維持していくためには、財政基盤の確立が必須であり、そのために、平成 24(2012)年度を目途とした、財務体質改善策を策定し、学納金収入及び事業収入の収入増、人件費と経費支出の削減計画を具体的な目標額を掲げ取り組んでいる。特に、これまでは、財務改善は経営者側だけの取り組みであったが、教職員全体に対する啓発も積極的に行うなど、学園全体での取り組みとなっており今後期待する。なお、特定預金及び次年度繰越支払資金の純繰越も相当額あ

り、キャッシュフロー上における緊急性はない。会計処理についても、学校会計基準により処理されており、2号基本金の組入れも計画的に行われている。

また、小規模校でありながら、常勤の監事を配置し、会計処理に限らず、教学事項・理事の業務遂行などに意見を述べるなど、積極的に活動しており評価できる。財務状況の公開については、学内への掲示公開と閲覧希望者への開示に留めている状況であるが、今後においては、財務状況及び財務状況以外（教育内容、研究活動、評価結果、入学者選抜に関する情報など）の情報開示についても、ホームページなどへの開示を期待する。

外部資金の導入については、「特定公益増進法人」の認可を得、新入生・在学生・教職員・卒業生並びに一般企業を対象とした寄附金募集を行う一方、税務上の収益事業の拡大、事業収入（講習会など受講料収入・施設設備貸出収入など）の増及び堅実な資産の運用による外部資金の導入を行い、一定の成果を上げている。

#### 【参考意見】

- ・財務情報については、学内への掲示公開と閲覧希望者へのマニュアルによる開示に留めている状況であるが、情報公開にかかる規程などの整備を早期に行い、ホームページに公開することが望まれる。

#### 基準 9 . 教育研究環境

##### 【判定】

基準 9 を満たしている。

##### 【判定理由】

校地面積及び校舎面積は設置基準上に定める基準面積を充足している。また、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設などが整備されている。学生や教職員のための施設である練習室や附属施設、教員研究室などの設置や IT 施設であるコンピュータ室、コンピュータミュージック室、視聴覚教室の整備をはじめ、2つのキャンパスそれぞれに必要な施設及び設備が整備されているなど、教育研究活動の目的達成のための施設設備などが適切に維持運営、活用されている。ただし、図書館は川越、大塚両キャンパスに設置され席数も十分具備されているものの、開館時間の延長が望まれる。また、授業終了後の練習室の開放、並びに休暇中の利用などに対応できていない点もあり、今後の対応策が望まれる。

教育研究を行うためにふさわしい環境づくりや快適な教育環境づくりを心がけているなど、教育研究環境の整備に努めている。音楽ホールなどについては、バリアフリーに配慮して車いすなどが利用できるスロープを設置するなど、施設設備の安全性は概ね確保されている。また、施設設備の安全性については 24 時間の警備体制を整え、法定点検などは確実に実施している。

##### 【優れた点】

- ・日本の音楽を海外へ紹介し、直接海外の文化に触れ、現地の音楽家・演奏家との交流を

図る拠点である海外研修施設を整備していることは評価できる。

#### 基準 10 . 社会連携

##### 【判定】

基準 10 を満たしている。

##### 【判定理由】

音楽大学という特質から、整備されている施設（音楽ホール・レッスン室など）及び指導者などの社会への提供は容易にできる環境にあり、実際活発に行っている。

企業や他の大学との連携についても、「彩の国大学コンソーシアム」への参加、川越市との地域社会の発展と人材養成に寄与することを目的とした連携・協力協定の締結にも一定の評価を得ている。「彩の国大学コンソーシアム」は、埼玉県西部の 17 大学が連携し、それぞれの大学が持っている人的・物的資源を有効的に活用することを目的としている。

川越市との連携は、今日、大学に求められている地域や社会への貢献、大学と地域が一体となって発展充実するための協定であり、積極的に取り組んでいることは評価できる。「児童・生徒を対象とした出張鑑賞教室」「一般市民等を対象とした演奏会」、市との連携による「シティ・カレッジ」など連携事業が活発に行われている。

よって、基準 10 を満たしている。

#### 基準 11 . 社会的責務

##### 【判定】

基準 11 を満たしている。

##### 【判定理由】

教職員に対しては、「教職員倫理の遵守とキャンパス・セクシャル・ハラスメント防止ガイドラインのご理解とご協力をお願い」の文書配付などでの防止の徹底、学生などに対しては、日本学生支援機構発行の「大学生のトラブルマナーその事例と解決策」などから引用した大学独自の情報提供などを行っている。

なお、学生委員会が中心となり、交通事故、悪徳商法、セクシャル・ハラスメントなどの不測の事態に対処する心構えや方法について、日頃の授業などで意図的に取上げるなど、注意喚起をし、特に新生に対して、「学生サポートガイドブック」を配付し、心構えなどについて強く呼びかけている。

危機管理の体制については、消防計画の策定、学園全体としての「防火防災対策委員会」の設置により、防火対策マニュアルや学内の防火防災体制の確認などを行っている。ただし、避難実施訓練などは行われていないことから、不測の事態に対応できる避難訓練などは確実に行う必要がある。

個人情報保護に関しては、「学校法人三室戸学園個人情報保護規程」を制定し、「個人情報保護委員会」を設置し、法令を遵守し、個人情報の適正な取扱いについて文書配付など

を行うなど、必要な措置を講じている。

大学の教育研究活動の成果の学内外への広報は、「研究紀要」を中心として行っている。

**【優れた点】**

- ・教職員に対しては、「教職員倫理の遵守とキャンパス・セクシャル・ハラスメント防止ガイドラインのご理解とご協力をお願い」などの文書を配付するほか、全教職員が出席する各種会合などで直接防止の徹底を呼びかけていることは評価できる。

**【参考意見】**

- ・避難訓練が実施されていないので、実施計画を早急に整備し、避難訓練を行うことが望まれる。

